



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

資料 1

# 原子力災害からの復興の現状

令和5年3月22日

復興大臣 渡辺 博道

# 1. 原子力災害被災地域の状況

原子力災害被災地域は、復興・再生が「本格的に始まった」段階  
引き続き国が前面に立って、中長期的に対応することが必要

## 1. 事故収束

- ・中長期ロードマップを踏まえ、国が前面に立って、安全かつ着実に実施
- ・ALPS処理水の処分に関する基本方針及び行動計画(令和5年1月実行会議で改定)に基づき対応

## 2. 環境再生

- ・除去土壌等の輸送、仮置場の原状回復、最終処分に向けた減容・再生利用の推進及び理解醸成活動

## 3. 帰還・移住等の促進

- ・令和2年3月時点で、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除、帰還に向けた生活環境の整備
- ・帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域」の避難指示解除に向けて調整  
拠点区域外への帰還・居住についても、令和3年8月の基本的方針を実現すべく、通常国会に「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を提出
- ・移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大等による、復興を支える新たな活力の呼び込み

## 4. 福島イノベーション・コースト構想

- ・浜通り地域等における新産業創出に向け、廃炉等の重点分野における拠点整備・実証等の推進
- ・創造的復興の中核拠点としての「福島国際研究教育機構」の本年（令和5年）4月の設立に向け、人的体制の整備、長期・安定的な運営を支える組織体制・財政基盤の構築の取組を実施

## 5. 農林水産業の再生

- ・営農再開の加速化（農地の大区画化・利用集積、高付加価値産地の形成等の推進）
- ・漁業の本格的な操業再開に向けた支援、水産加工業の販路の開拓・加工原料の転換等の支援

## 6. 風評払拭

- ・令和4年4月の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージを改訂し、情報発信等の取組強化を復興大臣から指示



### 3. 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域外の対応について

- 令和3年8月の**基本的方針を実現**するため、**福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案**を**本年(令和5年)2月7日に閣議決定**し、今常会に提出

#### 法案の概要

##### 「特定帰還居住区域」(仮称)の創設

- 市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す**「特定帰還居住区域」(仮称)**を設定できる制度を創設

(区域のイメージ)

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定(要件は以下のとおり)

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
  - ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
  - ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
  - ④拠点区域と一体的に復興再生できること
- **市町村長**が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む**「特定帰還居住区域復興再生計画」(仮称)**を作成し、**内閣総理大臣**が認定
  - 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用
    - (1) **除染等の実施(国費負担)**
    - (2) **道路等のインフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**